

宮崎市職員等の公益通報制度について

■ 公益通報制度の目的

本市では、市職員の職務遂行上の違法行為等に関して、市職員及び本市と取引がある事業者・指定管理者の皆様から公益目的の通報（※）を受けるとともに、通報者が通報をしたことを理由とした不利益な取扱い等を受けないための仕組みを整備しております。

※ 「公益通報」とは、市職員及び本市と取引がある事業者・指定管理者の皆様から、宮崎市の職員による違法・不当な行為等について通報窓口へ通報することをいいます。（不正の利益を得る目的や他人に損害を加えるなどの不正の目的のものは除きます。）

■ 公益通報の対象となる市職員の行為

宮崎市の職員（会計年度任用職員を含み、教育委員会及び上下水道局の職員を除く。）による次の行為

- ① 法令（条例、規則等を含む。）に違反する行為又はそのおそれのある行為
- ② その他本市の事務事業に係る不当な行為で、本市の市民の利益を失わせ、若しくは本市に著しい損害を与えるもの又はそれらのおそれがあるもの

■ 通報をすることができる方

- ① 上記の市職員
- ② 請負その他の契約に基づき本市と取引がある事業者の役員又は従業員
- ③ 指定管理者の役員又は従業員
- ④ 通報の日前1年以内に上記①から③であった方

■ 公益通報の方法

通報は、案件の内容により、下記の総務部人事課又は消防局総務課の通報窓口をお願いします。（匿名による通報は原則としてできません。）

その他の詳しい内容については、通報窓口にお問い合わせください。

■ 通報窓口

宮崎市総務部人事課 又は 宮崎市消防局総務課

【お問い合わせ】

総務部 人事課 : TEL 0985-21-1722
FAX 0985-28-1556
mail:03jinji@city.miyazaki.miyazaki.jp
〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1-1

消防局 総務課 : TEL 0985-32-4901
FAX 0985-27-8675
mail:mzkshobo@city.miyazaki.miyazaki.jp
〒880-0023 宮崎市和知川原一丁目64-2